

定例委員会会議録

委員長 浅 沼 敏 幸
委員 坂 口 猛
委員 猿 田 暁 生
委員 薄 井 民 男

- 1 日 時 令和8年4月24日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員4名、事務局長、係長3名、書記2名
- 4 議 案 (1) 在外選挙人名簿の登録および抹消について
(2) 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について
- 5 報 告 (1) 令和8年4月12日執行練馬区長選挙の結果について
(2) 令和8年4月12日執行練馬区長選挙撤去命令書・撤去依頼送付等一覧について
(3) 令和7年度政治活動用ポスター連絡フォーム運用にかかる撤去依頼等送付一覧について
(4) 練馬区長の就任について
- 6 その他 (1) 配付物について
・月刊選挙4月号
(2) 日程について
(3) その他

午前 10 時 00 分、浅沼委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 在外選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、在外選挙人名簿に関して、在外公館で申請のあった 9 人を新たに登録し、2 人を抹消するとの説明があり、可決された。総登録者数は 1,232 人。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

選挙係長より、公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項および公職選挙法施行規則第 3 条の 4 の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表する旨の説明があり、可決された。

公表内容は、「申出者の氏名」、「利用目的の概要」、「閲覧年月日」、「閲覧の対象となった選挙人の範囲」、「閲覧対象者数」、「申出者の事務所所在地」である。閲覧件数の内訳は、政治活動に関する閲覧が 108 件、調査研究に関する閲覧が 12 件、学術研究に関する閲覧が 1 件、合計 121 件である。前年度より 21 件の増となった。主に参議院議員選挙時に閲覧が多かった。

(質疑・応答)

特になし。

【報告】

(1) 令和 8 年 4 月 12 日執行練馬区長選挙の結果について

庶務係長より、令和8年4月12日執行練馬区長選挙の結果について説明があった。練馬区全体における投票率は36.71%であった。前回と比較すると4.76ポイント上回り、年代別の投票率についても30代、40代を中心に全体的に前回は上回る結果となった。また、今回の選挙において期日前投票者数は223,811人、期日前投票比率は32.23%であり、前回選挙を上回る結果となった。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 令和8年4月12日執行練馬区長選挙撤去命令書・撤去依頼送付等一覧について

選挙係長より、令和8年4月12日執行練馬区長選挙において、警察からの通知を基に行う撤去命令、区民からの通報が基となる撤去依頼の送付一覧について報告があった。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 令和7年度政治活動用ポスター連絡フォーム運用にかかる撤去依頼等送付一覧について

選挙係長より、令和7年度政治活動用ポスター連絡フォーム運用にかかる撤去依頼等送付一覧について報告があった。

(質疑・応答)

委員：この政治活動用ポスター連絡フォームについてだが、こうした仕組み

をホームページ上で運用しているのは、23区では練馬区のみなのか。

事務局：現在、ホームページ上で案内しているのは練馬区のみである。

委員：公職選挙法上、政治活動用ポスターについて選挙管理委員会が介入する明確な根拠規定はあるのか。

事務局：公職選挙法上、当該ポスターの撤去に関して選挙管理委員会が関与すべきとする規定はない。基本的には私人間の問題であり、本来は不介入が原則となる。

委員：それにもかかわらず、なぜ練馬区ではこのような仕組みを導入したのか。

事務局：制度創設の当初のきっかけは、区内で多数掲示されていた政治活動用ポスターへの対応を巡る事情であったが、運用を開始して以降、区民からの相談件数が多く、実態として一定のニーズがあることが分かった。撤去を求めたいが、候補者や団体に直接連絡することに心理的な抵抗がある区民が多く、その受け皿として機能している。

委員：他区では、同様の相談があった場合、どのように対応しているのか。

事務局：ホームページ上で明記はしていないが、電話等で相談が入れば、他区でも同様に候補者や団体へ連絡を取る対応は行っていると思われる。

委員：この制度により、実際に区内のポスター掲示状況に変化は見られるのか。

事務局：一部地域では、無断掲示が集中していた壁や塀について、所有者が問題意識を持ち、候補者側と調整するきっかけとなり、掲示が解消された

事例がある。一定の環境改善効果はあったと認識している。

委員：体感として、撤去の実施率はどの程度と見ているのか。

事務局：正確な数値は把握していないが、感覚的には半数程度は撤去されているのではないかと認識している。一方で、対応が少ない候補者もいる。

委員：無断掲示でも、所有者本人でない第三者からの通報はあるのか。

事務局：所有者でない近隣住民等から相談が入るケースもある。その場合は、直接撤去依頼を行うことはできないため、所有者や管理者に確認するよう助言している。その結果、所有者等から正式な依頼として相談が寄せられるケースもある。

委員：法的根拠がない中での対応という点で、運用には難しさもあるのではないか。

事務局：あくまで任意の撤去依頼という位置付けで運用している。

(4) 練馬区長の就任について

庶務係長より、区長部局からの練馬区長の就任についての通知文について報告があった。

(質疑・応答)

特になし。

【その他】

(1) 配付物について

・月刊選挙4月号

(2) 日程について
